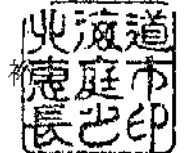


恵庭市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第4号

恵庭市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(恵庭市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条 (略)	第1条 (略)
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 遺族 職員の配偶者 _____ _____, 子、父母、孫、祖父母及び 兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計 を一にしていた親族をいう。	(3) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含 む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び 兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計 を一にしていた親族をいう。
(4) (略)	(4) (略)
(5) 扶養親族 恵庭市職員の給与に関する条 例(昭和31年条例第8号)第8条第2項の規	(5) 扶養親族 職員の配偶者及び恵庭市職員 の給与に関する条例(昭和31年条例第8号)

[illegible]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市長及び副市長の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市長及び副市長の旅費に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

現行							改正案						
第1条～第4条（略）							第1条～第4条（略）						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
航空 賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		航空 賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料上限(1夜につき)		
			市外	道外	市外	道外					特定地 域以外 の地域	特定地 域	
実費	上級の 運賃又は 実費	実費	円	円	円	円	実費	上級の 運賃又は 実費	実費	円	円	円	
			1,250	1,500	1万	1万				2,400	1万	1万	
						2,000					3,000	9,000	
備考							備考						
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。							1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、道外へ日帰り旅行する場合については、この表に定める日当額の2分の1を支給する。						
2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。							2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。						
3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。							3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。						
							4 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行							改正案						
第1条～第4条 (略)							第1条～第4条 (略)						
別表第1 (略)							別表第1 (略)						
別表第2(第4条関係)							別表第2(第4条関係)						
航空賃	鉄道賃 船賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1日に つき)		宿泊料 (1夜につき)		航空賃	鉄道賃 船賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1日に つき)		宿泊料上限(1 夜につき)	
			市外	道外	市外	道外						特定地 域以外 の地域	特定地 域
実費	上級の 運賃又 は実費	円	円	円	円	円	実費	上級の 運賃又 は実費	円	円	円	円	円
		20	1,250	1,500	1万	1万 2,000			20	2,400	1万 3,000	1万 9,000	
備考							備考						
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。							1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、						
2 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。							道外へ日帰り旅行する場合については、この表に定める日当額の2分の1を支給する。						
							2 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。						
							3 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市選挙人、証人その他関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 恵庭市選挙人、証人その他関係人等の実費弁償に関する条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

現行							改正案						
第1条～第4条 (略)							第1条～第4条 (略)						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
航空賃	鉄道賃 船賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1日に つき)		宿泊料 (1夜につき)		航空賃	鉄道賃 船賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1日に つき)		宿泊料上限(1 夜につき)	
			市外	道外	市外	道外				市外	道外	特定地 域以外 の地域	特定地 域

現行							改正案					
		に つ き)							域以外 の地域	域		
実 費	上級の 運賃又 は実費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		20	1,250	1,500	1万	1万	20	2,400	1万	1万	3,000	9,000
						2,000						
備考							備考					
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。							1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、道外へ日帰り旅行する場合については、この表に定める日当額の2分の1を支給する。					
2 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。							2 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。					
							3 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市消防団条例の一部改正)

第5条 恵庭市消防団条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行							改正案					
第1条～第17条（略）							第1条～第17条（略）					
別表第1・別表第2（略）							別表第1・別表第2（略）					
別表第3(第14条関係)							別表第3(第14条関係)					
航空 賃	鉄道賃 船賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1日 につき)	に 宿 泊 料 (1夜につき)			航空 賃	鉄道賃 船賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1日 につき)	に 宿 泊 料 上限(1 夜につき)	
			市外	道外	市外	道外					特定地 域以外 の地域	特定地 域
実費	上級の 運賃又 は実費	円	円	円	円	円	実費	上級の 運賃又 は実費	円	円	円	円
		20	1,250	1,500	1万	1万			20	2,400	1万	1万
						2,000					3,000	9,000
備考							備考					
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。							1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、					

現行	改正案
2 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。	道外へ日帰り旅行する場合には、この表に定める日当額の2分の1を支給する。 2 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 3 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の恵庭市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の恵庭市選挙人、証人その他関係人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間

に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 6 第5条の規定による改正後の恵庭市消防団条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

